



申告は決められた日に

税務課や町民生活課窓口に来
庁し、申告をする方がいますが、
窓口での申告受付は混雑し長時
間待たせるだけでなく、申告以
外の他のお客様の迷惑にもなり
ます。

**決められた日に都合の悪い場
合は、申告予備日をご利用くだ
さい。(申告受付は休日及び夜
間窓口も設定しています。)**

また、申告受付開始前は、課
税資料整理のため受付できませ
ん。

住民税・国保税等 税の申告受付

今年度も2月上旬から3月中旬まで、各地区公民館等を巡回し
て申告受付を実施します。**今年度は、申告会場が変更になってい
る振興会がありますのでご注意ください。**

日程は振興会回覧や町ホームページ等にて別途お知らせします。

変更になる申告会場

- | | | |
|---------|-----|---------|
| 有明地区公民館 | ▶▶▶ | 波野地区公民館 |
| 波見分団詰所 | ▶▶▶ | 波野地区公民館 |
| 岩崎集会所 | ▶▶▶ | 前田地区公民館 |
| 鳥越集会所 | ▶▶▶ | 後田地区公民館 |

収支計算書は必ず記載を

農業や事業等を経営されてい
る方は、**売上伝票や領収書等を
整理・集計の上、収支計算書を
作成してください。**

書き方が分からない方は、領
収書を項目(種類)毎に集計し、
ご来場ください。(申告会場に
て記載方法を指導します。)

なお、書類の不備や整理がさ
れていない場合は受付できませ
ん。

申告当日、慌てないように事
前に準備しておきましょう。

住民税・国保税等の申告は2月から

**確定申告は自宅
からできます！**

スマホで、給与所得、年金収
入や副業等の雑所得の申告のほ
か、事業所得や不動産所得の青
色申告決算書(収支内訳書)や
消費税の申告書も作成でき、自
宅からe-Taxで申告するこ
とができます。

マイナンバーカードを利用し
てe-Tax申告するには、「マ
イナンバーカード」と「マイナ
ンバー読取機能を搭載したスマ
ホ」が必要となり、マイナンバー
カードの電子証明書を読み取っ
て、e-Taxで送信できます。
その際、利用者証明用電子証明
書のパスワード(数字4桁)と
署名用電子証明書のパスワード
(英数字6文字以上16文字以下)
が必要となります。署名用電子
証明書のパスワードが分からな
い場合は、コンビニ等で再設定
が可能です。



申告当日に必要なもの

- ①記入済みの「受付票（収支計算書）」
 1月中旬頃に振興会を通じて配布
 農業以外の所得のある場合は、国税局作成の「収支内訳書（一般用、不動産所得用）」が必要
- ②帳簿、売上傳票や領収書等
 職員が申告会場にて、収支計算書と照らし合わせて確認しますので、整理の上持込を
 肉用牛売却証明書^⑧も忘れずに
 自家消費だけの米も、記帳・帳簿等の保存対象
- ③補助金や交付金の決定通知書
 経営所得安定対策交付金等は、農業の雑収入に該当し申告が必要
- ④源泉徴収票
- ⑤控除証明書
 国民年金保険料や生命保険料、地震保険料等の支払証明書医療費控除は保険金等で補てんされる金額は差し引き。金額が確定していない場合は、金額が確定してから申告
- ⑥通帳
 所得税の確定申告の際、還付金の振込みに必要
- ⑦マイナンバーカード又は個人番号通知カード及び運転免許証、健康保険証等
- ⑧その他
 各種証明書やその他個人で申告に必要な物。（個々に必要書類が異なります。）

※譲渡所得のある方（土地・建物を個人や公共団体に売買した方）については、税務署に「譲渡所得の内訳書」を提出する必要があります。売買額が高額な場合や所得税の発生する場合は、直接税務署にて申告してください。

※税務署から申告の案内が来ている方については、税務署での申告をお願いします。

なお、税務署で確定申告をした場合、後日町へ申告書が送付されますので、改めて役場で申告する必要はありません。

★令和7年度以降に適用される個人住民税の主な改正点

○控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税

控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する者（納税義務者本人の合計所得金額が1千万円超で、かつ、配偶者の合計所得額が48万円以下の者）について、定額減税額1万円が個人住民税所得割額から控除されます。

○住宅ローン控除の拡充

子育て世帯（19歳未満の子を有する世帯）・若者夫婦世帯（夫婦のいずれか40歳未満の世帯）が、認定住宅等の新築等をして令和6年中に入居した場合、借入限度額が上乗せされます。

また、新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置（所得要件・合計所得1千万円以下）について、建築確認の期限が令和6年12月31日に延長されます。

認定住宅等の新築をして

令和6年中に入居した場合の借入限度額

新築・買取再販住宅	借入限度額	
	子育て世帯 若者夫婦世帯	左記以外
長期優良住宅 低炭素住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準 省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準 適合住宅	4,000万円	3,000万円

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。国税相談専用ダイヤルや最寄りの税務署にお尋ねください。

国税相談専用ダイヤル

☎0570(00)5901

鹿屋税務署

☎0994(42)3127

※自動音声案内



国税庁ホームページ
「確定申告書等作成コーナー」



国税庁ホームページ
「動画で見る確定申告」

お問い合わせ先

肝付町役場 税務課

☎0994(65)8414

内之浦総合支所町民生生活課

☎0994(67)2111